

新潟県保険医会 FAXニュース

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

7月4日付で新潟県支払基金審査委員会から再根充に関する「連絡」が発出されており、当会でまとめた解説資料を送付いたします。

その他厚生局への定例報告や今年度の指導計画等についてお知らせいたします。

1. 再根充の取扱いが変わりました 《支払基金》

◎新潟県では、同一初診内の予後不良などによる再根治開始後の再根充については、再加圧根充も含めて認めていましたがその取扱いが変わりました。

◎基金では、再根治での再根充について7月診療分から、「同一初診内の同一歯に対する再根治後の再根充については認めない。再根充時の根貼は認める。」という取扱いになりました。

よって、予後不良などで同一初診同一歯に対する再根治について(根貼からのとなるが)、再根充時も根貼で算定することとなり、再加圧根充、再EMRも算定できません。

◎再根充を根貼で算定する場合は、その旨摘要欄への記載が必要です。

また、根充なく歯冠修復に移行する形になりますのでレセコンによっては、チェックがかかるなどの反応があると思いますので、注意が必要です。

◎通知で認められている歯冠修復完了日から6月超の再感染根処(この場合は、感染根処から再開)の場合は、該当しません。

◎この取扱いは基金のみです。国保は未だ従来通りの取扱いです。

2. 厚生局への定例報告、締切りは7月29日

◎厚生局への定例報告の締切りは7月29日(金)です。厚生局から送られてきている報告書を期限に間に合うように提出してください。

◎初診料の注1の施設基準について

- ・今年の報告は4年以内に受けた研修で可です。
- ・2021年度に受けた旧基準の研修で報告する場合は、23年度中(2024年3月31日まで)に新基準の研修を受ける必要があります。新基準の場合は、そこから4年間は有効です。
- ・2021年度以前に受けた旧基準の研修の場合は、今年度中(2023年3月31日まで)に新基準の研修を受ける必要があります。新基準の研修は保険医会でも今秋の開催を予定しております。詳細は追ってご連絡いたします。

3. 今年度の集団的個別指導、集合形式を予定

- ◎基準点数1,523点(2021年4月～9月の6か月間の平均点数)以上の上位91件の医療機関が対象(最高点数は2,727点、91位は1,598点)です。
- ◎4月段階の予定では、上中下越の3地区に分けて、集合形式により10月に実施されることになっています。(コロナの状況によっては変更の可能性あり)
- ◎この集団的個別指導を受けた医療機関の中から再来年度(2024年度)に移行型の個別指導(高点数の個別指導)に選定されますが、現段階では実施されることになっています。(コロナの状況を勘案して最終決定)
- ◎今年度と来年度の移行型の個別指導は、実施されません。

4. 集団指導(新規指定、指定更新)はe-ラーニング

- ◎今年度の集団指導は、新規指定、指定更新共に原則「e-ラーニング」で実施されます。
- ◎視聴期間は、実施日の前1か月間となっています。
- ◎「e-ラーニング」を視聴できない医療機関は、厚生局新潟事務所に相談してください。
- ◎新規の集団指導は、7月(昨年10月～今年3月までに新規指定の医療機関)と11月(今年4月～9月までの新規指定医療機関)の2回に分けて開催されます。
- ◎更新時の集団指導は8月実施予定です(視聴期間は、8月1日から31日の予定)。

5. 後期高齢者医療保険証について

- ◎今年10月1日から後期高齢者の窓口負担が1割、2割、3割の3通りになります。(保険協会などで中止や延期の運動をしていますが、参議院選挙結果などから実施が濃厚)
- ◎市町村や広域連合より、8月から有効の今年の保険証が配布されていますが、有効期限は、9月30日までになっています。
- ◎10月1日から有効の保険証は、9月中に新たに配布される予定です。資格確認は毎月行っていると思いますが、後期高齢者については10月にまた変更されますので確認が必要です。1割だった方が2割になる場合がありますのでご注意ください。

<事務局休務のお知らせ>

休務期間：8月11日(木・祝)～8月15日(月)

*8月16日(火)より通常業務となります。